

改正後

個⑥086 申告書第四表（二）（損失申告用）

平成 年分の所得税の申告書（損失申告用）

F A O O 5 7

3 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額

70

居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額

71

変動所得の損失額

72

被災資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	④損害金額	⑤保険金などで補填される金額	⑥差引損失額（④－⑤）
	山林以外	営業等・農業		・	円	円	73
	不動産			・			74
	山林			・			75
山林所得に係る被災事業用資産の損失額							76
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額							77

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類		④前年分までに引ききれなかった損失額	⑤本年分で差し引く損失額	⑥翌年分以降に繰り越して差し引かれる損失額（④－⑤）	
A 年 (3年前)	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失			
		年が白色の場合	山林所得の損失			
			変動所得の損失			
	雑損失	年が白色の場合	被災事業用資産の損失	山林以外 山林		
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				
		雑損失				
B 年 (2年前)	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失			
		年が白色の場合	山林所得の損失			
			変動所得の損失			
	雑損失	年が白色の場合	被災事業用資産の損失	山林以外 山林		
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				
		雑損失				
C 年 (前年)	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失			
		年が白色の場合	山林所得の損失			
			変動所得の損失			
	雑損失	年が白色の場合	被災事業用資産の損失	山林以外 山林		
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				
		雑損失				

本年分の株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額

78

本年分の上場株式等に係る配当所得から差し引く損失額

79

本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額

80

雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額

81

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

82

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額

83

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額

84

資産

整理欄

〇この申告書は、二枚目が控用複写式となっています。 ※平成二十二年分以降用の申告書から、これまで二枚目にあった住民税用がなくなりました。

第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

改正前

個⑥086 申告書第四表（二）（損失申告用）

平成 年分の所得税の申告書（損失申告用）

F A O O 5 6

3 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額

67

居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額

68

変動所得の損失額

69

被災資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	④損害金額	⑤保険金などで補てんされる金額	⑥差引損失額（④－⑤）
	山林以外	営業等・農業		・	円	円	70
	不動産			・			71
	山林			・			72
山林所得に係る被災事業用資産の損失額							73
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額							74

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類		④前年分までに引ききれなかった損失額	⑤本年分で差し引く損失額	⑥翌年分以降に繰り越して差し引かれる損失額（④－⑤）	
A 年 (3年前)	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失			
		年が白色の場合	山林所得の損失			
			変動所得の損失			
	雑損失	年が白色の場合	被災事業用資産の損失	山林以外 山林		
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				
		雑損失				
B 年 (2年前)	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失			
		年が白色の場合	山林所得の損失			
			変動所得の損失			
	雑損失	年が白色の場合	被災事業用資産の損失	山林以外 山林		
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				
		雑損失				
C 年 (前年)	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失			
		年が白色の場合	山林所得の損失			
			変動所得の損失			
	雑損失	年が白色の場合	被災事業用資産の損失	山林以外 山林		
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				
		雑損失				

本年分の株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額

75

本年分の上場株式等に係る配当所得から差し引く損失額

76

本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額

77

雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額

78

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

79

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額

80

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額

81

資産

整理欄

〇この申告書は、二枚目が控用複写式となっています。 ※平成二十二年分以降用の申告書から、これまで二枚目にあった住民税用がなくなりました。

第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）